

I 【判定期間における計算式】

$$\frac{\text{当該サービスに係る紹介率最高法人に位置付けた居宅サービス計画数}}{\text{判定期間中において当該サービスを位置づけた居宅サービス計画数}}$$

⇒ それぞれのサービスにつき、いずれかのサービスの値が80%を超える場合、
いかなる理由であっても柏原市への届け出の対象
(80%を超える、超えないにかかわらず「特定事業所集中減算チェックシート」は5年間保存が必要)

II 【計算例 (ある月に訪問介護を位置づけた計画数が22件の場合)】

計画数	利用者	事業者名	法人名	法人カウント
1	Aさん	あ	○法人	○法人 1件
2	Bさん	あ	○法人	○法人 1件
		い	○法人	
3	Cさん	う	▲法人	▲法人 1件
途中省略				
(総計画数) 22 (分母)	22人			○法人 18件(紹介率最高法人) …分子 ▲法人 4件

※計算上の留意事項

- 特定事業所集中減算を算定する場合は、ひと月ごとの「居宅サービス計画を位置づけた件数」と「紹介率最高法人に位置付けた居宅サービス計画数」を計上し、判定期間における総計画数(分母)と紹介率最高法人への計画数(分子)を積み上げ、「判定期間における計算式」にて判定を行う。
- 同一サービスにおいて、2か所以上の事業所を利用する居宅サービス計画を作成し、それらの事業所を同一法人が開設する場合は1件とカウントします。
- 介護予防支援については計画数に含みません。
- 計算結果、小数点以下の端数処理については四捨五入しません。
(例) 80.05…%→減算
79.97…%→減算しない
- 80%を超えている場合の「正当な理由」(オ)①のときで、意見・助言を受けている事例が1件でもある場合は次のとおり計算します。
(例) 居宅サービス計画数: 102件
訪問介護事業所への位置付け: 82件(意見・助言を受けている事例が1件あり)
 $81 \div 101 \times 100 = 80.1\% \rightarrow$ 減算
※助言を受けている1件分について除外することになります。
- 80%を超えている場合の「正当な理由」(オ)②のときで、包括に相談したが意見・助言を受けられなかった理由を記録している場合は次のとおり計算します。
(例) 居宅サービス計画数: 102件
訪問介護事業所への位置付け: 82件(意見・助言を受けられなかった理由を記録した事例が5件あり)
 $77 \div 97 \times 100 = 79.38\% \rightarrow$ 減算しない
※意見・助言を受けられなかった理由を記録した5件分について除外することになります。
ただし、居宅介護支援事業所、紹介先事業所の一方でも大阪府介護サービス情報公表制度に基づく訪問調査を受けていない場合は、除外することはできません。